

市営渡船による志賀島への来訪促進のための 集客イベント開催運営等業務委託 提案競技実施要項

令和 8 年 2 月

福岡市経済観光文化局地域観光推進課

【資料】

- 資料 1 提案競技実施要項
- 資料 2 仕様書【企画提案時】
- 資料 3 企画提案書作成要領
- 資料 4 評価項目配点表

【様式】

- 様式 1 提案競技質問書
- 様式 2 提案競技参加申込書
 - 様式 2-1 委任状
 - 様式 2-2 誓約書
 - 様式 2-3 役員名簿
 - 様式 2-4 共同事業体構成団体一覧ひな形
 - 様式 2-5 共同事業体協定書ひな形
 - 様式 2-6 個人用財務諸表
- 様式 3 同類又は類似業務の実績表
- 様式 4 提案競技参加辞退届

本提案競技実施要項(以下、「本要項」という。)は「市営渡船による志賀島への来訪促進のための集客イベント開催運営等業務委託」(以下「本業務」という。)の提案競技に関し、企画提案に必要な仕様(以下、1~6)及び募集内容等(7~20)について定めるものである。

受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、本市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 件名

市営渡船による志賀島への来訪促進のための集客イベント開催運営等業務委託

2 業務の目的

志賀島は、市内でも魅力のある観光スポットとして、多くの観光客が来訪しているところであるが、市営渡船を利用した来訪者の増加と、回遊の促進による地域経済の活性化が課題となっている。

そこで、志賀島と関連のある事業者等と連携をしながら、年間を通じた市営渡船の利用、志賀島の回遊を促すための取り組みと、志賀海神社とその参道をメインエリアとしたイベントを開催することで、市営渡船の利用及び来場者の滞在時間と回遊促進による地域経済の活性化につなげることを目的とする。

併せて、イベントをはじめ、来訪者等へのアンケート調査等を行い、取り組みの成果の分析・課題整理を行うことで、今後、地元事業者等による自主的な取り組みとして継続できるようにつなげていくことも目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※なお、福岡市において令和9年度以降も本件事業を実施することとし予算措置がなされ、かつ、受託事業者において今回の業務の履行状況が良好であると認められる場合は、最大3回(令和10年度)まで随意契約の相手方となることができる。

4 提案限度額

上限額 6,381,000円(消費税及び地方消費税額含む)

※提案額が上限額を超える場合は、失格とします。

※なお、福岡市議会にける、令和8年度予算の成立を前提とする。

5 事業概要

(1) 内容

- ① 市営渡船による志賀島への来訪促進のための集客イベントの企画、実施及び運営
- ② 年間を通じた市営渡船の利用、志賀島内の回遊を促すための取り組みの企画及び実施
- ③ 実績報告書の作成
 - ・実施内容の振り返り及びとりまとめ
 - ・イベントやその他の時期の来訪者数や属性を把握するためのアンケート等の実施及び集計
 - ・地域への経済効果の算出
 - ・地域自身が本件取り組みを継続実施する場合に参考となるような課題整理 等

(2) 実施エリア

・イベントを実施する場合のメインエリアは、志賀海神社前の参道エリア(図1参照)とする。

※詳細は事業者提案を踏まえ、市及び関係者との協議により決定

(図1)



(3) 集客イベントの開催時期

令和8年11月頃を予定 ※詳細は市との協議により決定する。

(4) ターゲット

観光客及び市民

6 業務内容

(1) 実施計画書の作成

実施計画書は、集客イベントと年間を通じた渡船利用、回遊促進の取り組みとでそれぞれで作成するものとし、原則として以下の項目を含んだ内容にすること。

① 基本事項

- ・ コンセプト・テーマ、準備スケジュール等、基本事項を記載すること。
- ・ 実施計画書の作成からイベントの運営まで、本業務に係るすべての費用の積算を行うこと。

② 会場計画

- ・ 会場の位置図、会場レイアウト、案内・サイン、装飾・演出（デザイン制作を含む）、設備、電源、通信、備品など会場設営に必要となる事項を記載すること。

③ 運営計画

- ・ 運営体制、来場者対応、資機材搬出入管理、清掃・廃棄物処理等、イベント運営に必要となる事項を記載すること。

④ 警備計画

- ・ 来場者動線管理、場内整理、誘導など警備上必要となる事項を記載すること。

⑤ 安全対策基本計画

- ・ 大規模災害対策、テロ対策、医療・救護体制など想定される緊急事案の整理とその対策について記載すること。

⑥ 広報計画

- ・ 当該イベントの事前告知等、内容の周知を行うために必要となる事項（専用サイトの制作、SNSやポス

ター・フライヤー等を活用したプロモーション、メディア（TV、新聞等）の活用等）を記載すること。

- ・ なお、広報の手段として市政だより、市のホームページへのイベント情報の掲載、及び市の保有する掲示板等広告の掲出が可能な場所を使用することができる。

(2) 実施計画に基づくイベントの運營業務

- ・ 実施計画に基づき、会場設営、運営体制の確保、資機材の調達、コンテンツの制作、出展・出演者調整、イベント実施、関連事業者との調整、協賛の確保等、イベントにかかる運營業務の一切を行うこと。
- ・ また、運営にあたっては、資機材の搬出入スケジュール等を示した運営マニュアルを作成すること。

(3) 実施計画書に基づく年間を通じた市営渡船利用、志賀島内の回遊を促す取り組みの実施

- ・ 実施計画書に基づき、会場設営、運営体制の確保、資機材の調達、コンテンツの制作、出展・出演者調整、関連事業者との調整、協賛の確保等、取り組みにかかる運營業務の一切を行うこと。

(4) 本業務の目的を達成するために必要な交渉・調整業務

- ・ 実施計画書の作成及び業務を実施するにあたり、地域、警察、保健・衛生当局、施設管理者、出演者等の関係者と必要な交渉及び調整を行うこと。

(5) 必要な許認可等の調査・申請

- ・ 本件業務を実施するにあたり必要となる許認可等の調査を行い速やかに手続きを行うこと。

(6) 事業報告書の作成

- ・ 実施内容の振り返り及びとりまとめ、イベントやその他の時期の来訪者数の属性を把握するためのアンケート等の実施及び集計、地域への経済効果、地域自身がイベントや本件の取り組みを継続して実施する場合に参考となる内容を含んだ事業報告書を作成し、提出すること。

7 企画提案において求める内容

(1) 実施内容

- ①市営渡船での来訪を促し、志賀海神社の参道エリアをメインに、地域の歴史・文化も踏まえた装飾等によりエリアの魅力を向上させ、志賀島の飲食店等の店舗を回遊するなど、地域への経済効果が見込まれるイベントを提案すること。

【諸条件】

- ・ 市営渡船を利用しての来訪が促進される内容とすること。
- ・ 地域の歴史・文化も踏まえた装飾等によりエリアの魅力を向上させ、志賀島内の飲食店等の事業者と連携し、志賀島の魅力を十分に活かしながら、志賀島の回遊が促進される内容にすること。
- ・ イベントの実施場所については、図 1 で示す志賀海神社前の参道をメインエリアとして、イベントの目的を達成するために効果的な設備やレイアウトを提案すること。
- ・ 志賀島内の弘地区、勝馬地区も含めて、島内の事業者や団体と連携を図りながら実施すること。
- ・ イベントにおける参加事業者は、地域の事業者を中心に呼びかけをすること。
- ・ イベントの実施方法は福岡市と協議のうえ決定すること。
- ・ イベント実施時期は、令和 8 年 11 月頃とする。
※福岡市と協議の上、最終的な実施期日は決定すること。

- ②年間のうち、数か月など長期にかけて（もしくは通年で）で市営渡船の利用を促し、志賀島内の回遊促進や宿泊などの滞在時間の増加につながる取り組みを、志賀島内の事業者との連携や観光コンテンツを活かしつつ提案すること。

【諸条件】

- ・ 市営渡船を利用しての来訪が促進される内容とすること。
- ・ 志賀島内の飲食店や宿泊施設等の事業者と連携し、志賀島の魅力を十分に活かしながら、志賀島の回遊や滞在が促進される内容にすること。
- ・ 志賀島内の弘地区、勝馬地区も含めて、島内の事業者や団体と連携を図りながら実施すること。
- ・ 取り組みの実施方法及び開始時期は福岡市と協議のうえ決定すること。
- ・ 各事業者と連携を図りつつ、本事業が終了した後も持続可能な仕組みを実施すること。

(2) 広報・プロモーション

- ・ 本事業においてターゲットとする、観光客及び市民に対しての広報の方法について、効果などの理由を含めて提案を行うこと。
- ・ 広報の実施におけるKPI（例：SNSの投稿数、PV数など）もあわせて提案すること。

(3) 効果検証

本事業の効果を検証するための方法を具体的に提案すること。

(4) 運営体制

- ・ 運営責任者を設置し、原則として契約開始から事業完了まで交代は行わないこと。
- ・ 本業務全体を円滑に運営するため、必要なスタッフの手配、管理、運営を行うこと。
- ・ 本業務が円滑に実施され、高い効果を見込むことが可能な体制を構築すること。
- ・ 緊急時等の危機管理対応を含め、安全かつ確実に業務が実施できる体制を構築すること。

(5) 運営スケジュール

- ・ 契約後、事業実施から事業完了までの全体スケジュールを示すこと。

(6) 追加提案

- ・ 上記記載内容のほか、本業務の実施にあたり効果的と考えられる事業者独自の取り組みについて、積極的に提案すること。ただし、追加提案部分は、本業務の提案限度価格の範囲内とする。

(7) 見積書

- ・ 本イベントの実施にあたっては、予算を十分に活用した上で、協賛の獲得により、さらに充実した実施内容を検討すること。

8 留意事項

- (1) 受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、発注者である本市と受託者が協議の上、提案内容に基づき契約用の仕様書を定めることとする。ただし、協議及び関係機関等との調整の結果により、提案内容から変更することがある。
- (2) 本要項に記載されていない事項で、本業務実施のために必要な業務は、受託者決定後に本市と受託

者が協議の上決定する。

(3) 受託者が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得ること。

なお、受託者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が本市の委託に係るものであること、受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) 著作権等の取扱いについては下記のとおりとする。

- ① 本業務を通じて制作した、成果物(クリエイティブ・写真・記事等)については、本市が観光プロモーションを行う上で、使用できるものとする。
- ② 成果物のうち、第三者が有する著作物等(以下「既存著作物」という)の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ③ 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

9 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

なお、複数の事業者が共同企業体(以下、「JV」という。)として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。また、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。(福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと)。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

10 提案競技スケジュール

- (1) 募集開始 令和8年2月17日(火)
- (2) 質問書提出締切 2月24日(火)15時まで
- (3) 質問回答 2月27日(金)予定
- (4) 提案競技参加申請書提出締切 3月6日(金)15時まで
- (5) 企画提案書提出締切 3月16日(月)15時まで
- (6) 一次審査結果通知 3月23日(月)予定 ※参加者多数の場合
- (7) 事業者選定委員会(オンラインプレゼン) 3月26日(木)予定
- (8) 事業者決定及び通知 3月30日(月)予定
- (9) 契約締結 4月1日(水)以降

※ 説明会は開催しないため、質問がある場合は、質問書を提出すること。
事業者選定委員会はオンライン開催とする。

11 質問書の提出

- (1) 提出締切
令和8年2月24日(火)15時まで
- (2) 提出先
「14 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。
- (3) 提出方法
様式1「質問書」により、電子メールにて提出すること。その際、提出した旨、電話にて連絡をすること。
- (4) 質問への回答
令和8年2月27日(金)に下記福岡市ホームページ上に掲載予定。
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

12 参加申請書の提出

- (1) 提出締切
令和8年3月6日(金)15時まで(郵送の場合は必着)
- (2) 提出先
「14 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。
- (3) 提出方法
(4)に記載の提出書類について、原本を郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は特定記録または簡易書留とすること。
- (4) 提出書類
以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されている者であり、当該掲載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～④の提出を免除する。(②～⑤は、契約締結日までに提出することも可とする。)

① 提案競技参加申込書(様式2)

注)JV で申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業者構成団体一覧」及び「共同事業者協

定書」を作成すること(書式は自由)。なお、その場合、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書(法人の場合)

注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注) 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注) 本市内に本店または支店・営業所等を有する者については、本市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式第2-1号)

注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-1号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式第2-2号)

注) 様式第2-2号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式第2-3号)

注) 様式第2-3号に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することを使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、様式第2-6号をもとに作成のうえ提出すること。

13 提案競技企画提案書の提出

(1) 提出締切

令和8年3月16日(月)15時まで(郵送の場合は必着)

(2) 提出先

「14 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

企画提案書の原本及びデータを下記に従って提出すること。

① 原本

郵送もしくは持参にて提出すること。郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。

② データ

電子メールにて提出すること。データは PDF 形式とし、ZIP ファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

※ 提案書と同時に提出する書類

様式 3「同種又は類似業務の実績表」

(4) 企画提案書の作成

企画提案書作成要領(資料2)に従って作成すること。

(5) 提出部数

① 原本

正本1部、副本10部

② データ

正本、副本各1ファイル

14 提出先及び問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

TEL:092-711-4984(直通)

メールアドレス:chiikikanko.EPB@city.fukuoka.lg.jp

15 参加辞退

申込書を提出後、参加を辞退する場合は、本件の担当者あてに電子メールにて様式4「参加辞退届」を提出し、提出した旨を電話で連絡すること。

また、企画提案書の提出期限を過ぎた場合は、参加を辞退したものとみなす。

16 提案審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

(1) 一次審査(書類審査)

提案者が多数である場合、提出書類をもとに書類審査を行い、事業者選定委員会(オンラインプレゼンテーション)参加対象者を5社程度に選抜する。選考結果は、審査後速やかに全提案者へ通知を行う。なお、審査結果に関する異議・質問等については一切受け付けない。

結果通知:令和8年3月23日(月)(予定)

(2) 事業者選定委員会(オンラインプレゼンテーション)

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、評価項目配点表(資料3)に基づき、企画提案書の内容を審査し、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

プレゼンテーションはオンラインで行うものとし、契約を締結した場合に当該事業を主に担当するものが説明を行うこと。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・実施方法は、対象事業者に電子メールにて通知する。

①日時 令和 8 年 3 月 26 日(木) 予定

②説明 時間 25 分(説明 15 分・質疑応答 10 分)

※提案事業者数によって説明時間を変更する場合あり。

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

(3) 結果通知

令和8年 3 月 30 日(月)以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて福岡市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

17 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

評価項目配点表(資料3)の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(2) 配点

各項目の配点および価格点の算出方法は、評価項目配点表(資料3)のとおり。

(3) 最低基準

合計点が6割に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(5) 契約相手方決定後の手続き

選定委員会での選考に基づき、最優秀提案事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(6) 契約保証金

本業務の受託者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約の締結前に納付する必要がある。ただし、福岡市契約事務規則第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

※なお、福岡市において令和 9 年度以降も本件事業を実施することとし予算措置がなされ、かつ、受託事業者において今回の業務の履行状況が良好であると認められる場合は、最大 3 回(令和 10 年度)まで随意契約の相手方となることができる。

18 提出物の取扱い

- ・ 提案書類提出後の内容の変更はできない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- ・ 提出された提案書等は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で

提案者に無断で使用することはない。

- ・ 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。
- ・ 提案書等に関する著作権は、これを提出した提案競技参加者に帰属する。ただし、契約者の提案書等については、事務局が使用する場合著作権を行使できない。
- ・ 提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- ・ 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求められることがある。

19 失格要件

- ・ 条件を満たさない提案を行った場合。
- ・ 提出書類に虚偽があった場合。
- ・ 審査員等に対する不正な行為が認められた場合。
- ・ 事業推進に必要な手続きを行わない場合。

20 その他

- ・ 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- ・ 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とするこ
と。
- ・ 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- ・ 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- ・ 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。